

「2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計」 利用上の注意

- 1．現行の我が国の国民経済計算（以下「J S N A」という。）は、2009年（平成21年）に国連が勧告した国際基準（2008SNA）に基づいて推計を行っている。
- 2．J S N Aは、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」として公表するとともに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」として公表している。さらに、2年遡った年の計数について、供給・使用表（S U T）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」として公表している。
- 3．「2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計」（以下「本年年次推計」という。）においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行う。主なものは以下のとおり。

（1）新型コロナウイルス感染症等に起因する2021年度（令和3年度）の主な予算関連施策への対応^{1 2}

主な家計支援・消費関連施策の記録方法

子育て世帯への臨時特別給付

中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府から家計への「社会扶助給付」として記録する。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府から家計への「社会扶助給付」として記録する。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府から家計への「社会扶助給付」として記録する。

¹ 主に2021年度（令和3年度）から開始された施策を記載している。2020年度（令和2年度）の主な施策については、「『2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計』に係る利用上の注意について」（令和3年11月22日）を参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2020/sankou/pdf/tyui.pdf）

² 各施策の記録方法に記載の「企業」には、非金融法人企業のほか個人企業（家計）を含む場合がある。

学生等の学びを継続するための緊急給付金

中央政府から独立行政法人日本学生支援機構を經由して支給されることから、一般政府から企業（公的金融機関）への「その他の経常移転」を記録しつつ、企業から家計への「その他の経常移転」として記録する。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府から家計への「社会扶助給付」として記録する。

マイナポイント第2弾

一般政府（中央政府）から家計への「その他の経常移転」として記録する。

グリーン住宅ポイント制度

一般政府（中央政府）から家計への「その他の経常移転」として記録する。

主な事業者支援関連施策の記録方法

一時支援金・月次支援金

一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

事業復活支援金

一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

グリーンイノベーション基金事業

一般政府（中央政府）から企業への「資本移転」として記録する。

中小企業等事業再構築促進補助金

一般政府（中央政府）から企業への「その他の経常移転」として記録する。

燃料油価格激変緩和対策事業

一般政府（中央政府）から企業への「補助金」として記録する。

その他の地方公共団体等を通じた支援策の記録方法

地域観光事業支援

都道府県が実施する旅行の割引³事業に対する支援については、中央政府から地方政府を經由して家計に給付されることから、一般政府から家計への

³ クーポン券等の付与分を含む。

「その他の経常移転」として記録する。宿泊事業者への支援については、中央政府から地方政府を經由して企業に給付されることから、一般政府から企業への「その他の経常移転」として記録する。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（検査促進枠）

中央政府から地方政府を經由して支出される検査事業の性質により、「政府最終消費支出」等に記録する。

（２）2020年（令和2年）第二次年次推計及び2021年（令和3年）第一次年次推計における配分比率の見直し

コモディティ・フロー法における品目別の各需要項目への配分比率について、原則として直近の第三次年次推計（本年年次推計においては2019年（令和元年）推計）で得られた比率を用いているが、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、一部の品目について、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、配分比率の見直しを行う。具体的には、2020年度（令和2年度）年次推計において配分比率の見直しを行った品目（と畜・畜産食料品、酒類）のほか、精米など一部の食料品について、業界統計を含む利用可能な情報を基に推計した家計消費の伸び率を用いて配分比率を見直す⁴。

なお、上記の一部の品目について、2021年（令和3年）第一次年次推計においては、基本的に第二次年次推計と同様の方法により配分比率を推計する（ただし、基礎資料の関係で同様の方法が採れない酒類については、2020年（令和2年）第二次年次推計の配分比率を適用する）。

（３）建設補修推計における『建築物リフォーム・リニューアル調査』の反映

建設補修の出荷額推計について、『建築物リフォーム・リニューアル調査』（国土交通省）の四半期値を活用する⁵。具体的には、形態別の受注高ベースのデータについて、工期情報をもとに進捗展開を行い、出来高ベースに転換した上で、四半期ごとの改装・改修と維持・修理の比率を算出し、推計に利用する^{6 7}。

その際、第二次年次推計に当たる2020年（令和2年）に遡って反映する。

⁴ 統計委員会第32回国民経済計算体系的整備部会資料1（令和4年10月19日）参照
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000841092.pdf）

⁵ なお、四半期別GDP速報においても、2022年7 - 9月期2次速報から、『建築物リフォーム・リニューアル調査』の四半期情報を活用している。

⁶ 統計委員会企画部会第1ワーキンググループ会合（第2回）資料1 - 2（令和4年7月6日）参照
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000824132.pdf）

⁷ これまで、改装・改修と維持・修理分を分割する際の情報として、『建築物リフォーム・リニューアル調査』における暦年ベースの受注高を利用していた。

(4) 第二次年次推計における鋼船の出荷額の推計方法の見直し

鋼船の出荷額推計について、第二次年次推計においては、これまで『工業統計』(経済産業省)を利用していたところ、基準年(産業連関表)の推計に合わせる観点から『造船造機統計』(国土交通省)を基に推計する方法に変更する。

(5) 需要側と供給側の統合比率の見直し

家計最終消費支出の四半期推計における供給側と需要側の統合比率について、供給側四半期推計の品目細分化に伴い、四半期別GDP速報(QE)と年次推計の推計値の伸び率の乖離が最小化されるような統合比率を再推計し、これに変更する⁸。

当該変更に伴い、支出側系列をはじめとした以下の計数表の系列について、四半期値及び年度値が1994年(平成6年)から遡及改定となる。

| 1994年(平成6年)から遡及改定となる計数表 |
|-------------------------|
| フロー編 |
| ・ 統合勘定 |
| 国内総生産勘定 |
| 国民可処分所得と使用勘定 |
| 資本勘定・金融勘定 |
| ・ 制度部門別所得支出勘定 |
| 一国経済 |
| 家計(個人企業を含む) |
| ・ 制度部門別資本勘定・金融勘定 |
| 家計(個人企業を含む) |
| ・ 主要系列表 |
| 1. 国内総生産(支出側) |
| ・ 付表 |
| 11. 家計の形態別最終消費支出の構成 |
| 12. 家計の目的別最終消費支出の構成 |
| 18. 制度部門別の純貸出(+)/純借入(-) |
| 23. 実質国民可処分所得 |

⁸ 統計委員会第32回国民経済計算体系の整備部会資料2(令和4年10月19日)参照
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000841093.pdf)

(6) 携帯電話通信料に係るデフレーター推計の見直し

家計最終消費支出等における携帯電話通信料に係るデフレーターについては、『消費者物価指数(CPI)』(総務省)を用いて推計を行っている。

2022年(令和4年)1月分以降の「通信料(携帯電話)」のCPIについて、計算方法の変更⁹が行われたことを踏まえ、2021年(令和3年)4-6月期から10-12月期までの当該デフレーターの推計方法を変更する。

具体的には、業界情報を活用し、2021年以降、低廉な料金プラン(以下「当該プラン」という。)を導入した大手通信事業者における当該プランの利用者割合を計算し、その割合を同年4月以降のCPIの下落率に乗じることで、同年12月までに当該プランに移行した割合分だけ価格が下落したものとみなして当該デフレーターを計算する。

(7) 2020年(令和2年)第二次年次推計及び2021年(令和3年)第一次年次推計における中間投入額の調整

付加価値法における中間投入額の推計については、基礎統計が利用可能な経済活動について、その動向を反映して品目別の中間投入額を推計している。

2020年(令和2年)第二次年次推計及び2021年(令和3年)第一次年次推計においては、それぞれ基礎統計の利用が困難な経済活動について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等の影響を踏まえ、当該経済活動の家計外消費(「宿泊・日当」及び「交際費」)やそれに伴うサービス(輸送サービス等)の投入相当分について調整を行う¹⁰。

(8) その他各種統計等の反映

第二次年次推計における『令和3年経済センサス-活動調査』の利用

コモディティ・フロー法における製造業品目の出荷額、原材料在庫、仕掛品在庫及び製品在庫については、2020年(令和2年)第二次年次推計においては、通常利用している『工業統計』の調査が行われず¹¹、『令和3年経済センサス-活動調査』(総務省・経済産業省)が行われていることから、これを基に推計を

⁹ 総務省「2020年基準 消費者物価指数の解説」の付1「モデル品目の計算方法」を参照
(<https://www.stat.go.jp/data/cpi/2020/kaisetsu/index.html#app1>)

¹⁰ 具体的には、「宿泊・日当」及び「鉄道旅客輸送」等の輸送サービス等については、2020年度(令和2年度)年次推計と同様に、『旅行・観光消費動向調査』(観光庁)の動向を踏まえて中間投入額を調整する。「交際費」については、2020年(令和2年)第二次年次推計では『会社標本調査』(国税庁)における業種別交際費の動向を、2021年(令和3年)第一次年次推計では当該財貨・サービスの中間投入比率の変動を把握できる経済活動の動向を参考に、中間投入額を調整する。

¹¹ なお、『工業統計』については廃止となり、2022年(令和4年)からは『経済構造実態調査』(総務省・経済産業省)の一部(製造業事業所調査)として実施されている。

行う¹²。商業マージンの推計において、第一次年次推計では『商業動態統計』（経済産業省）の商品販売額及び『法人企業統計』（財務省）のマージン率により推計を行っているところ、第二次年次推計では商品販売額について『令和3年経済センサス - 活動調査』等¹³を利用する。

また、付加価値法における中間投入比率の推計においても、『工業統計』及び『経済構造実態調査』¹⁴の調査が行われず、『令和3年経済センサス - 活動調査』が行われていることから、これを基に推計を行う。

さらに、固定資本マトリックスの推計において、総固定資本形成の経済活動分割に、通常の第二次年次推計では『工業統計』を用いているところ、『令和3年経済センサス - 活動調査』を利用する。

『建設総合統計』の遡及改定への対応

2022年（令和4年）8月5日、『建設総合統計』（国土交通省）において遡及改定値が公表されたことを踏まえ、既に四半期別GDP速報（2022年8月15日公表の同年4 - 6月期1次QE以降）において、2018年（平成30年）まで遡って遡及改定値を反映している。年次推計においては、固定資本ストックやこれを基に推計される固定資本減耗、営業余剰・混合所得（純）等についても同年まで遡って反映する。

『資金循環統計』の遡及改定への対応

2022年（令和4年）6月に行われた『資金循環統計』（日本銀行）の遡及改定では、2004年度（平成16年度）末以降の計数について改定が実施された。これを受け、以下の計数表の対応する系列について、最大で2004年度（平成16年度）まで遡及改定する。

| 2004年度（平成16年度）以降の遡及改定となる計数表 |
|-----------------------------|
| ○フロー編 |
| ・ 統合勘定 |
| 資本勘定・金融勘定 |
| 海外勘定 |
| ・ 制度部門別資本勘定・金融勘定 |

¹² 『令和3年経済センサス - 活動調査』には個人経営事業所分の品目別出荷額が含まれていないことから、過去の『工業統計』等の情報を用いて補正している。また、事業所数が大きく増加し出荷額に影響を与えている一部の品目については、『2020年工業統計』及び『令和3年経済センサス - 活動調査』の情報を用いて調整する。

¹³ 『2020年経済構造実態調査』と『令和3年経済センサス - 活動調査』により求められる伸び率を利用する。

¹⁴ 『特定サービス産業実態調査』（経済産業省）が平成30年調査をもって廃止されたことから、2019年（令和元年）第二次年次推計より利用。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> . 付表 <ul style="list-style-type: none"> 6 (2). 一般政府の部門別勘定 (GFS) 18. 制度部門別の純貸出 (+) / 純借入 (-) 19. 海外勘定 21. 民間・公的企業の資本勘定・金融勘定 24. 金融資産・負債の取引 ○ストック編 <ul style="list-style-type: none"> . 統合勘定 . 制度部門別勘定 . 付表 <ul style="list-style-type: none"> 1 . 国民資産・負債残高 2 . 民間・公的別の資産・負債残高 3 . 一般政府の部門別資産・負債残高 5 . 対外資産・負債残高 6 . 金融資産・負債の残高 . 参考表 <ul style="list-style-type: none"> 2 . 金融機関のノン・パフォーミング貸付 |
|---|

(9) 政府諸機関の分類 (2021 年度 (令和 3 年度) 分)

2021 年度 (令和 3 年度) 中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行った。具体的には、2021 年度 (令和 3 年度) 年次推計で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり。

- ・ 地方独立行政法人天王寺動物園は、「地方政府」
- ・ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構及び地方独立行政法人玉野医療センターは、「公的非金融企業」